

地域再生計画の変更の認定申請書

6 信木第 488 号

6 高建第 44 号

令和 7 年 1 月 27 日

内閣総理大臣 殿

長野県知事 阿部 守一

喬木村長 市瀬 直史

令和 4 年 3 月 3 0 日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第 7 条第 1 項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

地域再生計画「産業と雇用を交流で生み出す村づくり計画」に係る 2 の変更

2. 変更の内容

地域再生計画を別添のとおり変更する。

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

産業と雇用を交流で生み出す村づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県及び長野県下伊那郡^{たかぎむら}喬木村

3 地域再生計画の区域

長野県下伊那郡喬木村の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

喬木村は長野県下伊那郡の北部、伊那谷を南北に流れる天竜川の東岸に位置し、北は豊丘村、東、南及び西は飯田市に隣接した地域であり、人口約 6,150 人、面積 66.61 平方キロメートルで長野県庁からは 164.2km、下伊那郡の中核都市である飯田市へは 7km の距離である。令和 3 年 7 月時点の人口に占める 65 歳以上の老年人口の割合は 35.88%で県平均の 31.6%より高くなっている。伊那谷特有の河岸段丘上にあり、伊那山脈に源を発する^{おがわがわ かかすがわ}小川川、加々須川が谷間を流れる地勢は丘陵、溪谷が入り込む複雑な地形である。平坦地は天竜川、加ヶ須川、小川川に沿う一部と段丘上の台地で、約 80%が森林である。

また、当村には一級河川天竜川、森林等の恵まれた自然環境や原風景の残る農地が現存し、都市との交流拠点施設「たかぎ農村交流研修センター」、「瀬戸の滝」、「禍誤除けの滝」、県天然記念物「^{きくめいし}菊目石」等の豊富な観光資源に恵まれている。

このような資源を活かし、村では第 5 次総合計画で「産業と雇用を交流で生み出すむらづくり」を目指して、高速交通網及び地域資源を活用した村づくりを進めている。この取り組みの中で、役場から約 12km と最も遠い地区である大島地区では地域住民が農作業を協働で行い、農作業で収穫した農作物や山の自然の恵みである「松茸」や「ブルーベリー」を観光販売することにより、都市住民との積極的な交流を図っている。また、国土強靱化の観点からも村土の約 80%を占める森林の適正な維持管理を行うとともに、豊富な資源を有効に活用した取り組みを行っている。このように、地域に活力を持たせ、地域の再生を目指していくことが今まさに必要とされている。

4-2 地域の課題

地域再生の取り組みを進める上で、地域内の各観光資源を結びつける道路網の未整備が大きな支障となっており、その整備が急務となっている。又、村内を通過するリア中央新幹線及び三遠南信自動車道の工事車輛が開設当時の予想をはるかに上回り路面が亀の子状になるなど利用者への影響及び近隣住民への騒音問題が出始めている。

4-3 目標

上記の状況を解消し、地域再生を図るため村道・林道の一体的な整備を行うことによって、観光地への集客数の増加を目指すとともに、既存村道の改良工事により騒音防止・危険性の除去などにより、利用者及び近隣住民への安心安全を図り、山林の景観林整備及び国土保全林整備を促進させることにより、総合的に地域の活性化を目指す。

(目標1) 林産材出荷量の増 1.50 万 m³ (令和2年) →

1.55 万 m³ (令和5年) → 1.60 万 m³ (令和8年)

(目標2) 交流人口の増 (いちご狩り) 9,000 人 (令和2年) →

12,000 人 (令和5年) → 15,000 人 (令和8年)

(目標3) 交流人口の増 (ブルーベリー狩り) 120 人 (令和2年) →

125 人 (令和5年) → 130 人 (令和8年)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

村道 200 号・620 線については、喬木村と飯田市・豊丘村を結ぶ幹線道路で、リア中央新幹線長野県駅や座光寺^{ざこうじ}スマートインターチェンジ^{ぎこうじ}へのアクセス道として観光客の利用増加が期待されている。また、主要地方道伊那生田飯田線のバイパスとしての性格を有する一方で村内を通過するリア新幹線整備用工事車両等により、交通量が開通当初の 3,500 台/日から現在は 9,000 台/日へと増加し、全体的に損傷が多くみられ、局部的な修繕では対処出来ない状況である。このため、増大する交通量に対応できるよう舗装修繕を行い利用者及び近隣住民への安心・安全な生活確保のための玄関口の整備を行う。村道 6 号線は座光寺スマートインターチェンジ^{ざこうじ}と三遠南信自動車道^{さんえんなんしん}を結ぶ最短ルートに位置し広く静岡方面への利用者増加が期待できる。一方で三遠南信道工事用車輛の増加により劣化が著しく損傷が見られるため増大する交通量に対応できるよう舗装修繕を行うものである。

林道大島氏乗線は、大島と氏乗の両集落を連絡し、経済文化の交流を促進するのみならず、令和2年の7月豪雨災害の際孤立した大島地区の災害時の緊急迂回路として地域住民の安心に寄与するものと期待される。林道大島線は林材供給林としての機能を有し国間伐促進及び森林整備による適正な維持管理により国土強靱化を進め下流

域住民の安心・安全を図る。また、大島松茸・ブルーベリー観光など氏乗側で建設が進められている三遠南信自動車道との連絡効果により県内外からの交流の活発化と地域の活性化を期待し、国道、県道、村道による効率的な道路ネットワークを構築するものである。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・村道：道路法に規定する村道に認定済み。（ ）内は認定年月日。
 村道 200 号線 （昭和 61 年 9 月 26 日）
 村道 620 号線 （平成 15 年 3 月 31 日）
 村道 6 号線 （平成 11 年 3 月 26 日）
- ・林道：森林法による伊那谷地域森林計画書（平成 25 年策定）に路線を記載。
 大島氏乗線 林道大島線

【施設の種類】 【事業主体】

- ・村道 喬木村
- ・林道 長野県

【事業区域】

- ・喬木村

【事業期間】

- ・村道 令和 4 年度～令和 6 年度
- ・林道 令和 4 年度～令和 8 年度

【整備量及び事業費】

- ・村道 L = 3,775m 、林道 L = 671m
- ・総事業費 609,564 千円（うち交付金 304,782 千円）
 村道 256,110 千円（うち交付金 128,055 千円）
 林道 353,454 千円（うち交付金 176,727 千円）

(2) 事業の実施状況に関する客観的な指標

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

	2年（基準年度）	5年（中間年度）	最終目標
農産物販売額（億円）	10	11.5	11
森林間伐面積（ha）	0.13	0.14	0.15

毎年度、3 月末時点の上記 KPI の達成状況を村がとりまとめて、8 月に有識者会

議に検証結果を報告し、意見を求め、必要に応じて地方版総合戦略や事業に反映させます。

【事業が先導的なものであると認められる理由】

【政策間連携】村内を通過する三遠南信自動車道及びリニア中央新幹線の開通を控え村道及び林道を一体的に改良及び開設することで高速交通網を最大限に活かすことが可能となることから先導的な事業と考えている。

また、村道 200 線、村道 620 号線、村道 6 号線及び、林道大島氏乗線、林道大島線の整備は、喬木村国土強靱化地域計画に明記された事業である。（添付資料 1 参照）

5-3 その他の事業

「産業と雇用を交流で生み出す村づくり」を達成するためには、道路ネットワークの構築が必要不可欠であり、このことにより次のさまざまな事業展開が可能となり、地域発展に大きな効果を及ぼすものである。このような観点から、次の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1)イチゴ狩り

内 容 1 月中旬から 5 月下旬までの毎日、交流拠点施設である農村交流研修センターを窓口とし、村内に点在しているイチゴハウスで行っている。喬木村の春の風物詩として定着しており、喬木村の情報を全国へ発信するイベントとなっている。（NPO 単独事業）

実施主体 イチゴ狩り受け入れ農家

実施期間 令和 4 年度～令和 8 年度

事業規模 13 戸（内 1 法人）

(2)ブルーベリー狩り

内 容 6 月下旬から 7 月中旬までの毎日、交流拠点施設である農村交流研修センターを窓口とし、村内大島・氏乗 2 地区にあるブルーベリー農園で行っている。喬木村の山間で冷涼な気候を生かしたイベントとなっている。（NPO 単独事業）

実施主体 ブルーベリー狩り受け入れ農家

実施期間 令和 4 年度～令和 8 年度

事業規模 2 地区

(3)グリーンツーリズム

内 容 南信州観光公社を中心として体験修学旅行の受入を行っており、

年間 60 人余りの学生が喬木村を訪れている。農作業体験や農家民泊を通じ農山村の生活を都会の子供に理解していただくとともに、将来はリピーター或いはI ターン等で再度、喬木村を訪れていただけるよう誘客につなげる。(NPO 単独事業)

実施主体 NPO たかぎ
 実施期間 令和 4 年度～令和 8 年度
 事業規模 3 戸

(4) 観光スポットの有機的連携

内 容 村内にある「九十九谷公園」や「矢筈公園」、「禍誤除けの滝」などをゆったりと散策し、自然を満喫し自然の醍醐味を味わっていただくコースを設定する。(喬木村単独事業)

実施主体 喬木村
 実施期間 令和 4 年度～令和 8 年度

6 計画期間

令和 4 年度～令和 8 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に喬木村が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは喬木村のデータを用い評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和 2 年 (基準年度)	令和 5 年 (中間年度)	令和 8 年 (中間年度)
目標 1 林産材出荷量の増	1. 5 0 万 m ³	1. 5 5 万 m ³	1. 6 0 万 m ³
目標 2 交流人口の増 (いちご狩り)	9, 000 人	12, 000 人	15, 000 人
目標 3 交流人口の増 (ブルーベリー狩り)	120 人	125 人	130 人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
林産材出荷量の増	飯伊森林組合プレカット工場の集計数値より
交流人口の増(いちご狩り)	農村交流研修センターの集計数値より
交流人口の増(ブルーベリー狩り)	農村交流研修センターの集計数値より

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、事後評価の内容を喬木村のホームページにより公表する。

(3) 地域再生計画の工程表 (道)

区分	支援措置等の名称 (番号)	令和4年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9～	
支援措置	地方創生道整備推進交付金 (A3008)	村道200号線、村道620号路線、村道6号線						産業と雇用を交流で生み出す村づくり計画
		林道大島氏乗線、林道大島線						
関連事業	クラインガルテン (宿泊施設付農園)	遊休農地と地域住民の農業技術を活かしたクラインガルデンの実施						産業と雇用を交流で生み出す村づくり計画
	いちご狩り観光	喬木村名産のイチゴを活かした観光農園の開催 (1月から5月)						
	ブルーベリー狩り観光	喬木村名産のブルーベリーを活かした観光農園の開催 (6月から7月)						
	松茸観光	喬木村名産の松茸を活かした松茸観光の開催 (9月から10月)						
	公団造林地整備事業	荒廃した森林再生のための森林の整備 (間伐) の実施						

新	旧
<p>(1～4 略)</p> <p>5 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生道整備推進交付金【A3008】 (略)</p> <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村道 令和4年度～<u>令和6年度</u> ・林道 令和4年度～令和8年度 <p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村道 <u>L=3,775m</u>、林道 <u>L=671 m</u> ・総事業費 <u>609,564千円</u> (<u>うち交付金 304,782千円</u>) <ul style="list-style-type: none"> 村道 <u>256,110千円</u> (<u>うち交付金 128,055千円</u>) 林道 <u>353,454千円</u> (<u>うち交付金 176,727千円</u>) <p>(略)</p> <p>(5-3 略)</p> <p>(6～7 略)</p>	<p>(1～4 略)</p> <p>5 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生道整備推進交付金【A3008】 (略)</p> <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村道 令和4年度～<u>令和8年度</u> ・林道 令和4年度～令和8年度 <p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村道 <u>L=3.0 km</u>、林道 <u>L=670 m</u> ・総事業費 <u>827,000千円</u> (<u>うち交付金 414,000千円</u>) <ul style="list-style-type: none"> 村道 <u>480,000千円</u> (<u>うち交付金 240,000千円</u>) 林道 <u>347,000千円</u> (<u>うち交付金 174,000千円</u>) <p>(略)</p> <p>(5-3 略)</p> <p>(6～7 略)</p>

注) 新旧の計画書本文から今回の変更に対応する項目名、変更関係部分を抜き書きする。(変更のない範囲については適宜省略する。)

注) 変更箇所(新欄と旧欄記述が異なる部分)に下線()を引く。

注) 旧欄は直近の内閣総理大臣認定(新規認定又は変更認定)を受けた計画から抜き書きする。(直近の軽微な変更後の計画ではない。)

注) 直近の大臣認定計画以降、今回の変更までの間に軽微な変更を行っている場合は、今回変更部分に加えて、過去の新旧対照表から変更内容の全てを転記する。

変更理由書

長野県
喬木村

(村道の事業量及び事業費の変更)

村道200号線については、当初計画時は村道2号線との交差点のすりつけ部の整備を想定していたが、詳細調査、詳細設計の結果から交差点のすりつけ部は、現段階では整備する必要がなく、維持管理で対応するものとし、事業量を減する。

村道620号線と村道6号線については、路線区間の起終点は変わらないが、当初計画時には、断続的に整備しようとしていたが、詳細調査、詳細設計の結果から、新たな危険個所が確認されたことにより施工範囲を拡大する必要が生じたため、事業量を追加し、事業量を増する。

各路線の事業費については、経済性、施工の工期短縮、発生材の抑制や周辺環境に与える影響などを優先的に考慮することとし、対象区間は、経済性に優れ、工期が短く、現場でのリサイクルできる資材の量が多くて環境負荷の低減が期待できる路上路盤再生工法を採用したことにより、事業費を減額する。

以上の各路線の変更の結果、村道全体としては事業量は増加となるが、事業費については減額することとなった。

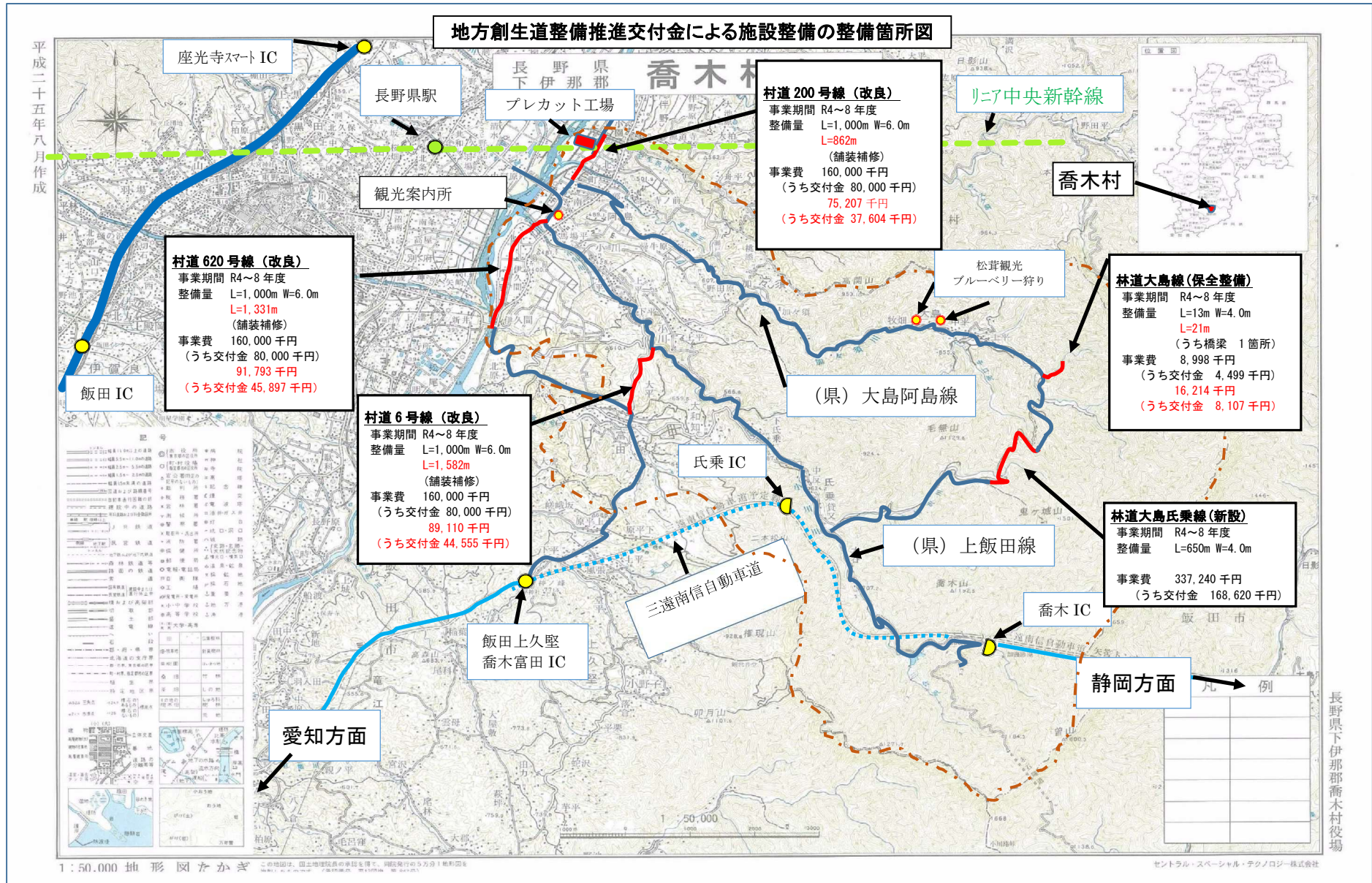
事業期間については、詳細調査、詳細設計の結果から、想定していた令和8年度までの事業期間を令和6年度に短縮できることが確認できた。このことから、地域再生の取り組みを進めるうえで、地域内の各観光資源を結びつける道路網の未整備が大きな課題であったが、観光地への集客数の増加を目指すとともに、騒音防止・危険性の除去など、利用者及び近隣住民への安心安全を図り、総合的に地域の活性化の取り組みを進めることができる。

(林道の事業量及び事業費の変更)

林道大島線については、路線区間の起終点は変わらないが、新たな危険個所が確認されたことにより施工範囲を拡大する必要が生じたため、事業量を追加し、事業費を増額する。

以上の変更の結果、林道全体としての事業量を増加し、事業費を増額する。

(2) 整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面



参考資料

地域再生計画「産業と雇用を交流で生み出す村づくり計画」年次計画(整備量、事業費)

(単位:千円)

施設名	工 種	数量	事業費	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
村道	村道200号線	862m	75,207	75,207				
	村道620号線	1,331m	91,793	4,793	87,000			
	村道6号線	1,582m	89,110			89,110		
			0					
	計		256,110	80,000	87,000	89,110	0	0
村道 計			256,110	80,000	87,000	89,110	0	0
林道	大島氏乗線	650m	337,240	51,150	46,090	80,000	80,000	80,000
	大島線	21m	16,214	4,620			11,594	
			0					
			0					
	計		353,454	55,770	46,090	80,000	91,594	80,000
林道 計			353,454	55,770	46,090	80,000	91,594	80,000
地方創生道整備推進交付金 合計			609,564	135,770	133,090	169,110	91,594	80,000

(参考資料)

整備量、事業費、事業期間等内訳表

地域再生計画の名称	産業と雇用を交流で生み出す村づくり計画
計画作成主体	長野県、喬木村

施設	路線名		単位	当初	軽微な変更	変更	補助割合	増減
				R4.3.30認定				
村道	村道200号線	整備量	m	1,000		862	50%	▲ 138
		事業費	千円	160,000		75,207		▲ 84,793
		期間	年度	R4-R5		R4		▲1年
	村道620号線	整備量	m	1,000		1,331	50%	331
		事業費	千円	160,000		91,793		▲ 68,207
		期間	年度	R6-R7		R4-R5		
	村道6号線	整備量	m	1,000		1,582	50%	582
		事業費	千円	160,000		89,110		▲ 70,890
		期間	年度	R7-R8		R6		▲1年
	小計	整備量	m	3,000		3,775		775
		事業費	千円	480,000		256,110		▲ 223,890
		事業期間	年度	R4-R8		R4-R6		▲2年
林道	大島氏乗線	整備量	m	650		650	50%	
		事業費	千円	337,240		337,240		
		期間	年度	R4-R8		R4-R8		
	大島線	整備量	m	13		21	50%	8
		事業費	千円	8,998		16,214		7,216
		期間	年度	R4-R5		R4-R7		2年
	小計	整備量	m	663		671		8
		事業費	千円	346,238		353,454		7,216
		事業期間	年度	R6-R11		R6-R12		1年
合計	事業費	千円	826,238		609,564		▲ 216,674	

		単位	当初	新		増減率
	市町村道	m	3,000	3,775		1.26
	林道	m	663	671		1.01
事業費		千円	826,238	609,564		0.74
	市町村道	年度	R4-R8	R4-R6		
	林道	年度	R4-R8	R4-R8		

⑦-5 チェックリスト(変更) (3整備交付金共通)

(様式) 地方創生整備推進交付金に係る地域再生計画の変更認定申請チェックリスト

変更

地域再生計画の名称	産業と雇用を交流で生み出す村づくり計画	担当者名	たきなみ かつゆき 瀧浪 勝幸
計画作成主体	長野県、喬木村	電話番号	0265-33-5140
担当部署	喬木村 高速交通対策課 建設係	メールアドレス	kensetu01@vill.takagi.lg.jp

注) 県と市が申請する場合等に連絡先を複数記載するケースがありますが、原則連絡先は1箇所としてください。

- ・チェック欄にチェックリストへの対応状況を「○」(該当する)、「-」(対象外)から選んでください。
○を選んだ場合は理由・根拠資料等について具体的に記入してください。

1 変更認定申請全般について (全ての変更認定申請が該当)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	変更認定申請内容が、認定基準に合致しているか。	手引き:1-60(3) Q&A:Q12~Q14-2	○	地方創生道整備交付金全体の事業費が、詳細調査・詳細設計の結果、8億2千3百万から6億1千万円に(2割超)減額になることが、変更後の実施計画は明確なものであり、確実に実施されることが見込まれるなど、認定基準に合致している。
	変更認定申請の時期が適切か。(交付に支障が生じる前に申請したか。)	手引き:1-60(3)	○	現計画は令和8年度までの計画期間であり、その前年度の令和7年1月に変更認定申請を行うものである。
	新規認定又は変更認定を受けた地域再生計画をベースとした新旧対照表になっているか。	手引き:2-47~53	○	令和4年3月30日付で認定を受けた地域再生計画を変更前のベースとしている。
	変更認定を要する内容に伴い関連する計画本文及び添付資料の変更も変更されているか。	手引き:2-45 Q&A:Q15	○	計画期間が記載されている計画書本文、整備箇所図、工程表に対して記述を変更した。
	単に事業費や整備量の減だけの変更になっていないか。	手引き:1-60(4)	○	計画の変更により、事業費及び整備量の増、計画期間の延長を行うものである。
	変更理由が具体的に記載されているか。	手引き:2-54~56	○	詳細調査・詳細設計の結果から、各路線の設計条件の見直しに伴い、事業費が減額となった状況を変更理由書に記載した。
中間評価やKPIの評価結果が反映されているか。	手引き:1-44,1-58 1 Q&A:Q17	○	R5年度の中間評価(KPI)評価結果では、農産物販売額は増加が確認でき、一定の成果が認められる。また、KPI評価においても、農産物の販売額の増加が確認できる。	

2 地域再生計画全体について

【「1 地域再生計画の名称」を変更する場合】

該当の有無 (有 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画の名称	地域再生計画の内容にふさわしい名称となっているか。	手引き:1-53 1	-	

【「2 地域再生計画の作成主体の名称」を変更する場合】

該当の有無 (有 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画作成主体	地域再生計画認定申請の申請者は適切か。	手引き:1-53 2	-	

【「4 地域再生計画の目標」を変更する場合】

該当の有無（ 有 無 ）

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
目標の妥当性	地域再生基本方針の「地域再生の目標」に適合しているか。	手引き:1-14, 40 Q&A:Q6	—	
	地域再生を図るために行う事業と、上位計画や関連計画との間に整合性があるか。	手引き:1-14	—	
	地域の課題に適切に対応する目標となっているか。	手引き1-14,54 4 Q&A:Q7-1~2,Q7-5	—	
	地域再生計画の目標の記述と定量的な数値目標の整合性が図られているか。	手引き:1-40~43 Q&A:Q7-1	—	
	定量的な数値目標は中間評価・事後評価ができる適切なものとなっているか。	手引き:1-40~43 Q&A:Q7-1~2	—	

【「5 地域再生を図るために行う事業」を変更する場合】

該当の有無（ 有 無 ）

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画の効果・効率性	地域再生を図るために行う事業が効率的となっているか。	手引き:1-14 (1) Q&A:Q6	—	
	地域再生を図るために、関連事業等と連携・組合せがされているか。(仮に事業単独で行う場合も、連携の要否が十分検討されているか。)	手引き:1-36 Q&A:Q7-4	—	
	地域再生を図るために行う事業がどのように寄与するか記載されているか。	手引き:1-14(2) Q&A:Q6	—	
	地域再生を図るために行う事業の効果の発現は十分に見込まれるか。	手引き:1-40~43	—	
	計画期間と事業実施期間は適切か。	手引き:1-55,57	—	
計画の実現可能性	地域住民の合意形成が図れるなど地元の機運が醸成されているか。	手引き:1-15(3)	—	
	地域再生を図るために行う事業の実施体制は整っているか。		—	
	地域再生を図るために行う事業の実施スケジュールが明確であるか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	—	
	地域再生を図るために行う事業が法令等を遵守しているものであるか。	手引き:1-17,20,22 Q&A:Q8~10	—	

【「6 計画期間」を変更する場合】

該当の有無（ 有 無 ）

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画期間	計画期間の変更はやむを得ないと認められるか。		—	

【「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」を変更する場合】

該当の有無（ 有 無 ）

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
評価	地域再生計画の中間評価・事後評価の方法と公表方法は適切か(評価の体制は、学識経験者等の第三者の意見を求める、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するようになっているか。)	手引き:1-44~49 Q&A:Q17	—	

3 地方創生整備推進交付金を充てて行う整備事業関係について

【施設、路線・地区を追加・変更する場合】

該当の有無（有 無 ）

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	整備事業(整備交付金)の種類は明記され、2以上の種類の施設整備が含まれているか。	手引き:1-4,17,20,22 Q&A:Q8~10	—	
	交付金を充てて整備する施設の整備の必要性や内容が明確になっているか。	手引き:1-25~33 Q&A:Q7-5	—	
	実施する整備事業が地方版総合戦略に定められているか。	手引き:1-15(4) Q&A:Q7-3	—	
	整備事業が政策・施策間連携その他の観点により先導的な事業となっているか。	手引き:1-15(5),1-56⑧ Q&A:Q6	—	
	デジタル技術の活用・連携により、デジタル社会への形成に寄与する事業となっているか。	手引き:1-15(5),1-56⑧ Q&A:Q6	—	
	整備事業と連携・組合せする独自事業等の関連事業が適切に記載されているか。	手引き:1-36,1-57(3) Q&A:Q7-4	—	
	交付金の対象施設が交付対象となっているものか。	手引き:1-17~23 Q&A:Q8~10	—	
	計画期間の整備量に対する事業費は適切か。		—	
	事業費に対する交付金の額は適切か。	手引き:1-9~10 Q&A:Q23~24	—	
	整備事業の実施状況に関する客観的な指標(KPI)は適切に設定されているか。(整備目的や個々の事業への投資に対する十分な成果・効果を直接的に評価可能なアウトカム指数値を設定しているか。)	手引き:1-41~43 Q&A:Q7-2	—	
	KPIについて、毎年度、事業の実施状況が評価可能なアウトカム数値が設定されているか。または、複数のKPIを設定するなど、毎年度事業の状況が評価可能なものになっているか。	手引き:1-41~43 Q&A:Q7-2	—	
	必要な関係機関との調整を終えているか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	—	
	施設用地が確保されている、又は、適切な用地交渉等により確保される十分な見通しがあるか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	—	
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか。		—	
区域図、整備箇所を示した図面、工程表等認定に必要な資料も添付されているか。	手引き:1-24,2-25~28, 2-30~32 Q&A:Q15	—		
申請書等は様式に沿って作成しているか。	手引き:2-45~61 Q&A:Q15	—		
道の整備事業	地域再生を図るために行う2以上の施設の道整備において各施設間に関連性が認められるか。	手引き:1-17, 25~29 Q&A:Q7-5	—	
	市町村道にあっては、市町村の認定路線になっているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	—	
	広域農道にあっては、土地改良法に基づく実施手続を了しているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	—	
	林道にあっては、地域森林計画に記載されているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	—	
	広域農道又は林道の保全対策にあっては、地方創生整備推進交付金要綱に定める事業費等の要件を満たしているか。	手引き:2-7,3-6-7	—	

【機密性2情報】

汚水処理 施設の 整備事業	交付金を充てて整備する施設の配置が効率的なものになっているか。	手引き:1-20,30~32 Q&A:Q7-5	-	
	公共下水道にあつては、下水道法第4条に定める事業計画が策定されているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	-	
	農業集落排水施設にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙10-1及び10-2に定める手続を了しているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	-	
	漁業集落排水施設にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙21に定める事業計画を作成し提出しているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	-	
	浄化槽にあつては、循環型社会形成推進交付金交付要綱、同取扱要領、浄化槽設置整備事業実施要綱、同取扱要領、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱及び同取扱要領に定める要件を満たしているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	-	
港の 整備事業	交付金を充てて整備する地方港湾と第一種漁港・第二種漁港の一体的整備の必要性が説明できるか。	手引き:1-22,32~33 Q&A:Q7-5	-	
	港湾施設にあつては、地方港湾審議会の意見の聴取(港湾計画を作成している場合)その他の所要の調整を了しているか。	手引き:1-22③ Q&A:Q10	-	
	漁港施設にあつては、漁港施設用地利用計画その他の所要の調整を了しているか。	手引き:1-22③ Q&A:Q10	-	

【施設、路線・地区の追加・変更以外の変更の場合】

該当の有無 (有 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	交付金を充てて整備する施設の整備の必要性や内容が明確になっているか。	手引き:1-25~33 Q&A:Q7-5	<input type="radio"/>	交流人口の6千人増を目指す喬木村にとっては、向上に資する村道、林道の整備は本計画に必要不可欠な事業である。
	整備事業と連携・組合せする独自事業等の関連事業が適切に記載されているか。	手引き:1-36,1-57(3) Q&A:Q7-4	<input type="radio"/>	里山整備事業、いちご狩り、ブルーベリー狩りを関連事業として記載している。
	計画期間の整備量に対する事業費は適切か。		<input type="radio"/>	整備量4.3kmに対して事業費610百万円より、延長当たり事業費は142百万円/kmとなり、同地区における完了工事の事業費200百万円/kmと比べても同等の事業費であり、適切である。 ・市町村道 延長L=3.6km 事業費 C=257百万円 ・林道 延長L=0.671km 事業費 C=354百万円
	事業費に対する交付金の額は適切か。	手引き:1-9~10 Q&A:Q23~24	<input type="radio"/>	事業費610百万円に対する交付金305百万円(補助割合50%)の額は適切である。
	必要な関係機関との調整を終えているか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	<input type="radio"/>	長野県事業課等関係各課及び喬木村の財政担当と事業の実施について協議済みである。
	施設用地が確保されている、又は、適切な用地交渉等により確保される十分な見通しがあるか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	<input type="radio"/>	村道、林道の用地は村所有の土地。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか。		<input type="radio"/>	管理主体となる村なる内諾を得ている。
	区域図、整備箇所を示した図面、工程表等認定に必要な資料も添付されているか。	手引き:1-24,2-25~28, 2-30~32 Q&A:Q15	<input type="radio"/>	区域図、整備箇所を示した図面、工程表、総合戦略等必要な資料を添付した。
申請書等は様式に沿って作成しているか。	手引き:2-45~61 Q&A:Q15	<input type="radio"/>	地域再生計画認定申請マニュアル及び地域再生計画の手引きに掲載されている様式に沿って申請書等を作成している。	

注1) 道の整備事業、汚水処理施設の整備事業、港の整備事業のチェック欄は該当する整備事業の種類のみチェック願います。

注2) 記入欄が不足する場合は行の高さを調節してください。行の挿入・削除、その他の改変を行わないでください。

注3) 必要に応じて、参考資料を添付してください。

産業と雇用を交流で生み出す村づくり計画 【長野県・喬木村(たかぎむら)】

計画概要

第5次喬木村総合計画の基本目標の一つとして『豊かな森林の育成と活用』を掲げ、林道・作業道の整備、地域を結ぶ林道の整備を行い搬出ルートを確認し林産材の活用を増やすことを目標としている。また、現在整備が進められている三遠南信自動車道及びリニア新幹線を活かした観光(いちご狩り、松茸、ブルーベリー等)による都市と農村の交流の推進も目標としている。

村道200号・620号線は豊丘村と飯田市を結ぶ主要幹線道路であり、村道6号線も合わせ木材搬出車両のアクセス道路である。村道と基幹林道大島氏乗線を連携して一体的に整備することにより、村内の各地区を結ぶ効率的な道路ネットワークを構築することができるため、上記の目標を達成するため整備を行う。

地域再生計画の区域 長野県喬木村の全域

計画期間 令和4年度～令和8年度

地域再生計画の目標

項目	現状	目標
林産材出荷量	1.50万m ³	1.60万m ³
交流人口の増(いちご狩り)	9,000人	15,000人
交流人口の増(ブルーベリー狩り)	120人	130人

地域再生を図るために行う事業

〈地方創生整備推進交付金(道の整備事業)〉

村道:3,775m、林道:671m

総事業費 609,564千円(うち国費 304,782千円)

村道 256,110千円(うち国費 128,055千円)

林道 353,454千円(うち国費 176,727千円)

〈その他の事業〉

いちご狩り事業・ブルーベリー狩り事業・松茸観光事業・森林整備事業



松茸観光



いちご狩り



ブルーベリー観光